

○ DV の与える影響

DV の被害者には歩行困難や視力障害などの後遺症が残ったり、暴力への不安や恐怖心などからうつや不眠・PTSD など様々な健康被害が引き起こされます。そして家庭生活や仕事に支障をきたし社会参加の機会を奪われてしまうなど、DVによる悪影響は、例え加害者と別れたとしても、その後も長期間にわたり被害者を苦しめることになります。

子どもへの影響

子どもは、親が思っているよりも暴力の存在に気付いていると言われます。暴力にさらされながら育った子どもが感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまったり、大きなストレスを受け続けた事でフラッシュバックやトラウマに苦しむこともあります。

2004 年に改正された児童虐待防止法では、面前DVが子どもへの心理的虐待として明確化されましたが、直接的に虐待や暴力を受ける大きなリスクもあります。

必ずしもそのようになるという訳ではありませんが、「子どものため」と耐えてしまうよりも、安心して安全な環境を与えてあげることも大切なのではないのでしょうか。

○ 一人で悩まないで

人は誰にでも安全で安心して生活する権利があります。家庭内の暴力を誰かに相談することは勇気のいる事ですが、一人で背負い込まず周りに相談してみましょう。

瀬戸内町役場保健福祉課	0997-72-1068	瀬戸内警察署	0997-72-0110
県男女共同参画センター	099-221-6630	DV 相談ナビ	0570-0-55210
県女性相談センター	099-222-1467		

○ 思い込みについて

DV を振るう人はアルコールや薬物依存症、あるいは特定の人だと言う思い込みがありますが、必ずしもそうであるわけではありません。周りから見たらそんな事するような人には見えない人が加害者であるパターンもあります。

また、殴られる方にも原因があるという考え方がありますが、暴力はどんな理由があろうとも相手の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

このような思い込みにより被害者が周りに相談をしても支援が適切に受けられず、対応を遅らせる原因ともなっています。被害者が暴力について誰かに相談することは思っている以上に勇気のいることです。もしあなたが身近な人から相談を受けたとしたら、たとえどんなに信じられない内容だったとしても、決して否定をせず、話を受け止めてあげてください。

11/12～11/25 は パープルリボン週間です

パープルリボン運動は、1994年アメリカの小さな町から始まりました。

多くの人が暴力や虐待に関心を持つようになることや、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、現在多くの国に広がった草の根運動です。今は NPO 法人全国女性シェルターネットが中心となり活動を展開しています。

パープルリボンには「あなたは一人ではないよ」とのメッセージが込められています。

